

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目次

告 示

ページ

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請 (共同参画社会推進課)	一
○身体障害者福祉法に基づく医師の指定 (障害福祉課)	一
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の指定の辞退 (同)	二
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の所属医療機関の変更 (同)	二
○身体障害者福祉法に基づく指定医師の診療科目の変更 (同)	二
○特定計量器の定期検査の実施 (産業立地推進課)	二
○農地保有合理化事業規程の変更の承認 (農業振興課)	三
○家畜伝染病の発生 (畜産課)	三
○県有林特別会計に属する林産物の売払いに係る競争入札の参加資格等に 関する規程の一部を改正する告示 (森林整備課)	三
○漁船損害等補償法に基づく事前届出及び指定漁船調書の縦覧 (水産業振興課)	三
○障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定 (障害福祉課)	四
○開発行為に関する工事の完了 (建築宅地課)	四
○政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告 (契約課)	四
○教育委員会 教育委員会 選挙管理委員会 選挙管理委員会	六
○衆議院小選挙区選出議員選挙において政見放送を行うことができる一般 放送事業者及び政見放送の回数 公安委員会	六

告 示

○警備業法第二十一条第二項第一号に規定する警備員指導教育責任者講習
の実施
宮城海区漁業調整委員会

○秋さけ固定式さし網漁業の制限

正 誤

○宮城県公報第二〇八〇号中

一七 八 七

○宮城県告示第七百三十号
特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により次の特定非営利活動
法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第五項で準用される第十条第二項の規定により告
示する。
平成二十一年八月十一日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 健康応援・わくわく元気ネット
一 代表者の氏名 鈴木 玲子
二 主たる事務所の所在地 仙台市宮城野区榴岡三丁目九番三十三・七〇三

三 定款に記載された目的 この法人は、地域住民や地域健康づくりのリーダーになる者に対して、
研究機関や他の機関との連携を図りながら、運動を基軸とした健康づ
くり支援活動を通じ、全ての人が健やかに安心して暮らせる地域
社会づくりに寄与することを目的とする。

四 申請のあった年月日 平成二十一年七月二十九日

○宮城県告示第七百三十一号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第一項の規定により、身体障害者
手帳の交付のために診断を行う医師として、平成二十一年七月十六日次の者を指定した。

平成二十一年八月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
森安 章人	内科	石巻市立病院	石巻市南浜一丁目七・二十

浅沼 清孝	消化器科	石巻市立病院	石巻市南浜一丁目七・二十
大沼 哲也	整形外科	石巻市立病院	石巻市南浜一丁目七・二十
稲垣 倫子	リハビリテーション科	財団法人宮城厚生病院 坂総合病院	塩竈市錦町十六・五
玉井 洋	眼科	気仙沼市立病院	気仙沼市田中百八十四
菊川 利奈	外科	宮城県立がんセンター	一 名取市愛島塩手字野田山四十七
吉田 征之	耳鼻咽喉科	なりた耳鼻咽喉科	黒川郡富谷町成田四丁目十八・八
佐藤 研友	整形外科	涌谷町国民健康保険病院	遠田郡涌谷町涌谷字中江南二百七十八

○宮城県告示第七百三十二号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した次の医師から、指定の辞退があった。

平成二十一年八月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
鈴木 高博	耳鼻咽喉科	石巻赤十字病院	石巻市蛇田字西道下七十一
及川 卓	内科	財団法人宮城厚生協会 坂総合病院	塩竈市錦町十六・五
新田 文彦	眼科	気仙沼市立病院	気仙沼市田中百八十四
井田 士朗	呼吸器科・アレルギー科	総合南東北病院	岩沼市里の杜一丁目一・五
関 利満	内科	公立志津川病院	本吉郡南三陸町志津川字汐見町十五

○宮城県告示第七百三十三号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の所属医療機関に、次のとおり変更があった。

平成二十一年八月十一日

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
野崎 公男	内科	野崎病院	遠田郡美里町字藤ヶ崎町百七十一

○宮城県告示第七百三十四号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項の規定により指定した医師の診療科目に、次のとおり変更があった。

平成二十一年八月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

氏名	診療科目	所属医療機関の名称	所属医療機関の所在地
三浦 秀男	内科、リハビリテーション科	医療法人社団仁明会 齋藤病院	石巻市山下町一丁目七・二十四

○宮城県告示第七百三十五号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十一年八月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十一年 九月二十五日	宮城七ヶ浜町 全域	午前十時三十分から 午後三時まで	七ヶ浜町役場車庫
同 九月二十八日	宮城島町 全域	午前十時三十分から 午後三時まで	松島町中央公民館 (母子センター側出入口)
同 九月二十九日	宮城島町 全域	午前十時三十分から 午後三時まで	松島町中央公民館 (母子センター側出入口)
同 十月七日	塩竈市 全域	午前十時三十分から 午後三時三十分まで	塩竈市役所東分庁舎
同 十月八日	塩竈市 全域	午前十時三十分から 午後三時三十分まで	塩竈市役所東分庁舎

同 十月九日	塩 電 市	全 域	午前十時三十分から 午後三時三十分まで	塩電市役所東分庁舎
同 十月十三日	塩 電 市	浦 戸	午後一時三十分から 午後八時三十分まで	浦戸諸島開発総合センター
同 十月十四日	塩 電 市	仲 卸 市 場	正午まで	塩電水産物仲卸市場 南側入口
同 十月十五日	塩 電 市	仲 卸 市 場	午前八時三十分から 正午まで	塩電水産物仲卸市場 南側入口
同 十月二十日	多 賀 城 市	大 代	午前十時三十分から 正午まで	多賀城市大代地区公民館
同 十月二十日	多 賀 城 市	全 域	午後一時三十分から 午後三時三十分まで	多賀城市社会福祉センター
同 十月二十一日	多 賀 城 市	全 域	午前十時三十分から 午後三時三十分まで	多賀城市社会福祉センター
同 十月二十二日	多 賀 城 市	全 域	午後三時三十分から	多賀城市社会福祉センター

○宮城県告示第七百三十六号

農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認した。

平成二十一年八月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所

仙台農業協同組合

仙台市宮城野区新田東二丁目十五番地の二

二 農地保有合理化事業の実施地域

仙台市、多賀城市、松島町、利府町及び七ヶ浜町における農業振興地域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第六条第一項の規定により指定された地域をいう。）の区域

三 農地保有合理化事業の種類

農地売買等事業（法第四条第二項第一号に規定する事業をいう。）

四 変更の承認年月日

平成二十一年七月三十一日

○宮城県告示第七百三十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により、次のとおり家

畜伝染病が発生した旨の届出があった。

平成二十一年八月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 家畜伝染病の種類

ヨーネ病

二 畜種

牛（ホルスタイン種）

三 患畜及び疑似患畜の区分並びにその頭数

患畜 一頭

四 発生の場所又は区域

大和町

五 発生年月日

平成二十一年七月二十九日

六 患畜の取扱

法令殺

○宮城県告示第七百三十八号

県有林特別会計に属する林産物の売払いに係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年八月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

県有林特別会計に属する林産物の売払いに係る競争入札の参加資格等に関する規程の一部を改正する告示

正する告示

県有林特別会計に属する林産物の売払いに係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成十三年宮城県告示第七百七号）の一部を次のように改正する。

第九条第三号口中、「第八条第一項第一号」を、「第八条第一号」に改める。

附 則

この告示は、平成二十一年八月十一日から施行する。

○宮城県告示第七百三十九号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同令第五条第三項の規定により、次のとおり告示し、当該届出に係る指定漁船調査を

平成二十一年八月十一日から平成二十一年八月二十五日まで縦覧に供する。
平成二十一年八月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

届 出 事 項	発起人の住所及び氏名 石巻市新山浜不動沢十一番地 安部 勝敏 石巻市新山浜不動沢八番地 安住 彦一	加 入 区	漁船損害等補償法第百十三条 第一項の申出をする漁業協同 組合の名称	縦 覧 場 所	石巻市鮎川浜丁十六番地 牡鹿漁業協同組合
	牡鹿加入区	牡鹿漁業協同組合			

公 告

○障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公告する。

平成二十一年八月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所在地	指定年月日
仙台調剤薬局 佐沼店 有限会社 千元堂 えき まへ薬局	登米市迫町佐沼字下田中三十五・二 南三陸町志津川中瀬町三十一・七	平成二十一年八月一日 平成二十一年八月一日

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成二十一年八月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる 一 多賀城市南宮字伊勢二百七番一、二百七番四、

地域の名称 二百十番一、二百十一番一及び二百十一番二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称） 東京都品川区大崎一丁目十一番二号

株式会社ローソン

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十一年八月十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 入札に付する事項

- 1 購入物品及び納入予定数量 凍結防止剤（粒状塩化ナトリウム、標準、十トン車以下、東部土木事務所登米地域事務所管内分）（単価契約） 十トン
 - 2 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - 3 納入期間 契約締結の日から平成二十二年三月三十一日まで
 - 4 納入場所 東部土木事務所登米地域事務所管内
- 二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成二十二年三月三十一日以前に民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）附則第二条による廃止前の和議法（大正十一年法律第七十二号）第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成二十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があつた場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成二十年十一月一日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしていると認められるとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 購入物品を迅速かつ確実に納入できる体制が整備されていること。

9 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二・二二一・三三三五）へ平成二十一年八月三十一日（月）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所 契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇・八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号
宮城県出納局契約課物品班（担当 菅原 修 電話〇二二・二二一・三三三三）

2 入札説明書の交付期限

平成二十一年八月二十八日（金）午後五時まで。ただし、郵送による交付を希望する場合は、平成二十一年八月二十七日（木）まで2あて申し出ること。

3 一般競争入札参加資格審査

入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより平成二十一年九月七日（月）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限等

(一) 日時 平成二十一年九月十八日（金）午後五時まで

(二) 場所 2に同じ

(三) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便にて(一)の日時までに到達するように提出すること。ただし、入札書を持参する場合は、6の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(四) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

5 開札の日時及び場所

平成二十一年九月二十四日（木）午後三時五十分 宮城県行政庁舎十四階北側出納局会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者

2 当該購入物品に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金及び契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条、第九十八条、第百十三条及び第百十四条の規定による。

3 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に求められる義務を履行しなかつた者のした入札は、無効とする。

4 入札金額の記載方法

(一) 入札金額は一キログラム当たりの単価を一銭単位で記載すること。

(二) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額を加えた金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約希望金額の百五分

株式会社 宮城県公安委員会
〒981-8501 宮城県仙台市青葉区

公安委員会

○宮城県公安委員会告示第136号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」という。）を次のとおり実施する。

平成21年8月11日

宮城県公安委員会委員長 中村 孝也

1 講習に係る警備業務の区分及び実施期日

- (1) 警備業務の区分
法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）

(2) 実施期日

平成21年9月15日（火）から同月17日（木）までの3日間（9月15日から同月16日までの2日間は、午前9時30分から午後3時50分まで、同月17日は、午前9時30分から午前11時20分までとし、午前11時30分から修了審査を実施する。）

2 実施場所

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号
社団法人宮城県警備業協会

3 受講定員

40人

4 受講対象者

受講申込日において、2号警備業務以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「修了証明書」という。）の交付を受けている者であつて、次のいずれかに該当するもの

- (1) 最近5年間に2号警備業務に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
(2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「1級検定」という。）

に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であつて、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。）第1条第2項に規定する1級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定（2号警備業務に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であつて、当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの

5 受講手続

(1) 申込み受付期間
平成21年8月26日（水）から同年9月8日（火）まで（土・日曜日を除く。）の10日間（毎日午前9時00分から午後5時00分まで）
なお、受付は先着順とし、定員に達した場合は期間内であっても締め切る。

(2) 申込書の提出先

宮城県内の各警察署生活安全課とする。
なお、郵送による提出は受け付けない。

(3) 提出書類

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書 1通

イ 資格者証又は修了証明書の写し 1通

ウ 受講対象者に該当することを疎明する次に掲げる書面 1通

(ア) 前記4-(1)に該当する者

最近5年間に、2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上であることを疎明する警備業者が作成する警備業務従事証明書（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書

(イ) 前記4-(2)に該当する者

1級検定の合格証明書の写し

(ウ) 前記4-(3)に該当する者

2級検定の合格証明書の写し及び当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

(エ) 前記4-(4)に該当する者

旧1級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し
(4) 前記4・(5)に該当する者

旧2級検定の旧検定期則第8条の合格証の写し、及び当該検定に合格した後、継続して1年以上2号警備業務に従事していることを疎明する警備業務従事証明書

工 代理人が提出する場合は本人からの委任状

(4) 受講手数料

公安委員会関係手数料条例(平成12年条例第21号)第2条第1項の表第63の項に基づき、14,000円の額に相当する宮城県収入証紙により受講申込時に納付すること。

なお、既納の受講手数料は、還付しない。

6 講習の委託先

仙台市泉区天神沢1丁目4番11号

社団法人宮城県警備協会

7 その他

講習に関する問い合わせ先 警察本部生活安全部生活環境課(電話番号022-221-7171 内線3184)

宮城海区漁業調整委員会

○宮城海区漁業調整委員会指示第二号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項の規定により、石巻市網地島溝波崎正東の線以北の宮城県地先海面(共同漁業権区域を除く。以下「規制区域」という。)において、十トン未満の漁船を使用して行う秋さけ固定式さし網漁業(以下「さけ固定式さし網漁業」という。)の操業については、次のとおり制限する。

平成二十一年八月十一日

宮城海区漁業調整委員会

会長 嶋 山 喜 勝

一 制限期間

平成二十一年九月一日から平成二十二年一月三十一日まで

二 操業区域

気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島溝波崎正東の線以北における、水深百四十メートル以浅の水域

三 操業期間

平成二十一年九月二十五日から同年十一月二十日まで。ただし、宮城海区漁業調整委員会指示によるさけ採捕の制限による期間を除く。

四 操業の承認

規制区域においてさけ固定式さし網漁業を操業しようとする者は、使用漁船ごとに、別紙秋さけ固定式さし網漁業承認事務取扱要領の定めるところにより、宮城海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けなければならない。

五 承認隻数

承認の隻数の上限は、二百十九隻とする。

六 承認の対象者

承認の対象者は、漁業法その他関連法令に抵触しない者であって、漁業調整上特に支障がなく、かつ、さけの特性を認識し、さけ増殖事業に協力する次の各号のいずれかに該当するものとする。

(一) 平成二十年度において、さけ固定式さし網漁業承認証(以下「承認証」という。)の交付を受け、宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を有する者(以下「水揚げ実績を有する者」という。)

(二) 平成二十年度において、水揚げ実績を有する者以外の者にあつては、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 平成十八年度及び平成十九年度に承認証の交付を受け、いずれの年度においても水揚げ実績を有する者。

(2) 平成十九年度に新規に承認証の交付を受けた者であつて、平成十九年度において水揚げ実績を有する者。

(3) 平成二十年度に新規に承認証の交付を受けた者。

(三) 平成二十一年度から新規に着業し、承認を受けようとする者。ただし、承認に係る隻数は二隻以内とする。

七 操業の条件及び制限

1 操業の承認を受けた者(以下「操業者」という。)は、操業する際、委員会が交付する承認証を操業者の漁船に備え付けなければならない。

2 操業者は、操業期間中、別に定める標識を、操業者の漁船の両舷の見やすい場所に表示しなければならない。

3 敷設できる漁具の総延長は、三キロメートル以内とし、二張を超えて敷設してはならない。

4 漁具を一張敷設する場合は、並列に敷設してはならない。

5 漁具の敷設開始時間は午前四時以降とし、揚網開始時間は同日午前八時(南三陸町末ノ崎の正

東線以北の海域にあっては、同日午前九時」とする。ただし、水深百二十五メートル以浅に敷設する場合を除く。

6 漁具の敷設回数は、一日一回とする。

7 漁具は、東方向（真方位九十度）に敷設しなければならない。

8 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、水深百二十五メートル以浅に敷設する場合はこの限りでない。

9 漁具を揚網する場合は、原則として沖側から開始しなければならない。

10 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則（昭和四十一年宮城県規則第七十三号）第五十七条第一項に規定する標識をしなければならない。

11 さげ固定式さし網漁船は、沖合底びき網漁船と漁場が競合する海域においては、連絡当番船を介し、無線又は船舶電話により連絡し、トラブル回避に努めなければならない。

12 操業期間終了後は、一か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

八 承認の取り消し

この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

(別紙)

秋さげ固定式さし網漁業承認事務取扱要領

(操業の承認申請)

第一 秋さげ固定式さし網漁業の制限（平成二十一年宮城県漁業調整委員会指示第三号。）（四の承認を受けようとする者は、秋さげ固定式さし網漁業操業承認申請書（様式第一号。以下「承認申請書」という。）を宮城県漁業調整委員会（仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県農林水産部水産業振興課内。以下「委員会」という。）に提出しなければならない。

2 承認申請書の受理期間は、委員会指示の日から平成二十一年八月二十一日までとする。

3 承認申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(一) 漁船原簿謄本

(二) 年間事業計画書（様式第二号）

(三) 委員会指示六の(三)に該当する場合は、申請調書（様式第三号）

(四) 所属漁業協同組合の副申書

(五) 前各号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める書類

4 承認申請書は、申請者の所属する漁業協同組合が取りまとめ、秋さげ固定式さし網漁業操業承認申請一覽表（様式第四号）を添えて、提出するものとする。

(操業承認証の交付)

第一 委員会は、操業の承認をしたときは、申請者の所在地を管轄する地方振興事務所（以下「地方振興事務所」という。）を通じ、漁船（漁つう装置、漁網を含む。）を確認の上、秋さげ固定式さし網漁業操業承認証（様式第五号。以下「承認証」という。）を申請者に交付する。

宮城県仙台地方振興事務所水産漁港部	塩竈市新浜町一丁目九、一 電話〇二二・三六五・〇一九一
宮城県東部地方振興事務所水産漁港部	石巻市東中里一丁目四・三二 電話〇二二五・九五・一四一一
宮城県気仙沼地方振興事務所水産漁港部	気仙沼市港町四九九 電話〇二二六・二二・六八二五

2 承認証の交付を受けようとする者は、あらかじめ地方振興事務所連絡の上、その指示を受けなければならない。

(承認証の書換交付)

第三 操業の承認を受けた者は、承認証の記載事項に変更が生じたときは、遅滞なく秋さげ固定式さし網漁業操業承認証書換交付申請書（様式第六号）を委員会に提出し、書換交付を受けなければならない。

2 前項の申請は、第一の3(五)の規定を準用する。

(承認証の再交付)

第四 操業の承認を受けた者は、承認証を滅失し、又はき損したときは、遅滞なく秋さげ固定式さし網漁業操業承認証再交付申請書（様式第七号）を委員会に提出し、再交付を受けなければならない。

(船体の標識)

第五 委員会指示七の2の別に定める標識は、様式第八号とする。

(漁獲成績報告書)

第六 委員会指示七の11の漁獲成績報告書は、様式第九号とする。

2 前項の漁獲成績報告書には、操業期間中に宮城県内の地方卸売市場に水揚げした実績を確認できる書類（水揚げ切書等の写し）を添付するものとする。

(承認申請書等の経由)

第七 第一、第三、第四及び第六の規定による申請又は報告は、地方振興事務所を経由して行うものとする。

(様式第1号)

秋さけ固定式し網漁業操業承認申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住所
氏名
印

秋さけ固定式し網漁業の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 操業期間 平成21年9月25日から同年11月20日まで

2 操業区域 気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島瀨波岐崎正東の線以北における、水深140メートル以浅の水域。ただし、共同漁業権区域を除く。

3 使用船舶

(1) 船名 丸

(2) 漁船登録番号

(3) 総トン数 トン

(4) 推進機関の種類及び馬力数

4 漁具の規模

km x 張り = km

km x 張り = km

合計 張り km

5 申請理由

(様式第2号)

年間事業計画書

船名 丸 氏名

漁業種類 区分	漁業	漁業	漁業	合計
漁獲物の種類				
操業期間				
操業日数(日)				
航海回数(回)				
漁獲予想数量(kg)				
漁獲予想金額(円)				
乗組員(人)				
所要経費(円)	人件費			
	燃料費			
合計				

(A4縦)

(A4縦)

(様式第5号)

(表)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認証	宮さけ第 号〇
住所 氏名	
1 操業期間 平成21年9月25日 から 平成21年11月20日 まで	
2 操業区域 気仙沼市唐桑町御崎正東線以南と石巻市網地島瀟波岐崎正東の線以北における、水深140メートル以浅の水域。ただし、共同漁業権区域を除く。	
3 使用する船舶	丸
(1) 船名	
(2) 漁船登録番号	
(3) 総トン数	トン
(4) 推進機関の種類及び馬力数	
4 操業の条件及び制限	裏面記載のとおり
年 月 日	
宮城海区漁業調整委員会 会 長	印

(A4縦)

(様式第5号)

(裏)

操業の条件及び制限(委員会指示第七)

- 1 操業の承認を受けた者(以下「操業者」という。)は、操業する際、委員会が交付する秋さけ固定式さし網漁業承認証を操業者の漁船に備え付けなければならない。
- 2 操業者は、操業期間中、別に定める標識を、操業者の漁船の両舷の見やすい場所に表示しなければならない。
- 3 敷設できる漁具の総延長は、3キロメートル以内とし、2張を超えて敷設してはならない。
- 4 漁具を2張敷設する場合は、並列に敷設してはならない。
- 5 漁具の敷設開始時間は午前4時以降とし、揚網開始時間は同日午前8時(南三陸町末ノ崎の正東線以北の海域にあつては、同日午前9時)とする。ただし、水深125メートル以浅に敷設する場合を除く。
- 6 漁具の敷設回数は、1日1回とする。
- 7 漁具は、東方向(真方位90度)に敷設しなければならない。
- 8 漁具を敷設している間においては、その周辺海域に待機しなければならない。ただし、水深125メートル以浅に敷設する場合はこの限りでない。
- 9 漁具を揚網する場合は、原則として沖側から開始しなければならない。
- 10 漁具の両端には、宮城県漁業調整規則(昭和41年宮城県規則第73号)第57条第1項に規定する標識をしなければならない。
- 11 さけ固定式さし網漁船は、沖合底びき網漁船と漁場が競合する海域においては、連絡当番船を介し、無線又は船舶電話により連絡し、トラawl回避に努めなければならない。
- 12 操業期間終了後は、1か月以内に漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

承認の取り消し(委員会指示第八)

この指示に違反した場合は、承認を取り消すことがある。

(様式第6号)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認証書換交付申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名
印

先に交付を受けた承認証の記載事項を次のとおり変更したいので、書換交付を申請します。

記

- 1 承認番号 宮さけ 第 号
- 2 船 名 丸
- 3 書換する事項

項 目	書 換 前	書 換 後

4 書換を必要とする理由

(A 4 縦)

(様式第7号)

秋さけ固定式さし網漁業操業承認証再交付申請書

年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

住 所
氏 名
印

秋さけ固定式さし網漁業操業承認証を滅失(き損)したので、再交付を申請します。

記

- 1 承認番号 宮さけ 第 号
- 2 船 名 丸
- 3 滅失(き損)の理由

(A 4 縦)

(様式第8号)

宮 さ け 第 号 ○

- 1 文字及び数字(承認証番号)の大きさは8センチメートル以上とし、太さは1.5センチメートル以上とすること。
- 2 文字、数字(承認証番号)及び枠は、朱色とすること。
- 3 ○印には、所属漁協(宮城県漁業協同組合)にあっては、所属支所)の頭文字を記入すること。

(様式第9号)

秋さけ固定式さし網漁業漁獲成績報告書

提出年月日： 年 月 日

宮城海区漁業調整委員会会長 殿

所属漁協名		承認証番号	宮さけ 第	号
氏 名		印	船 名	
乗 組 員		人	総トン数	
刺 網 の	目 合： 寸 分 (cm)	漁船登録番号	MG	-
規 模	総延長： m・使用反数： 反	推 進 機 関	電気点火・ジーゼル (○印をする)	

年 月分

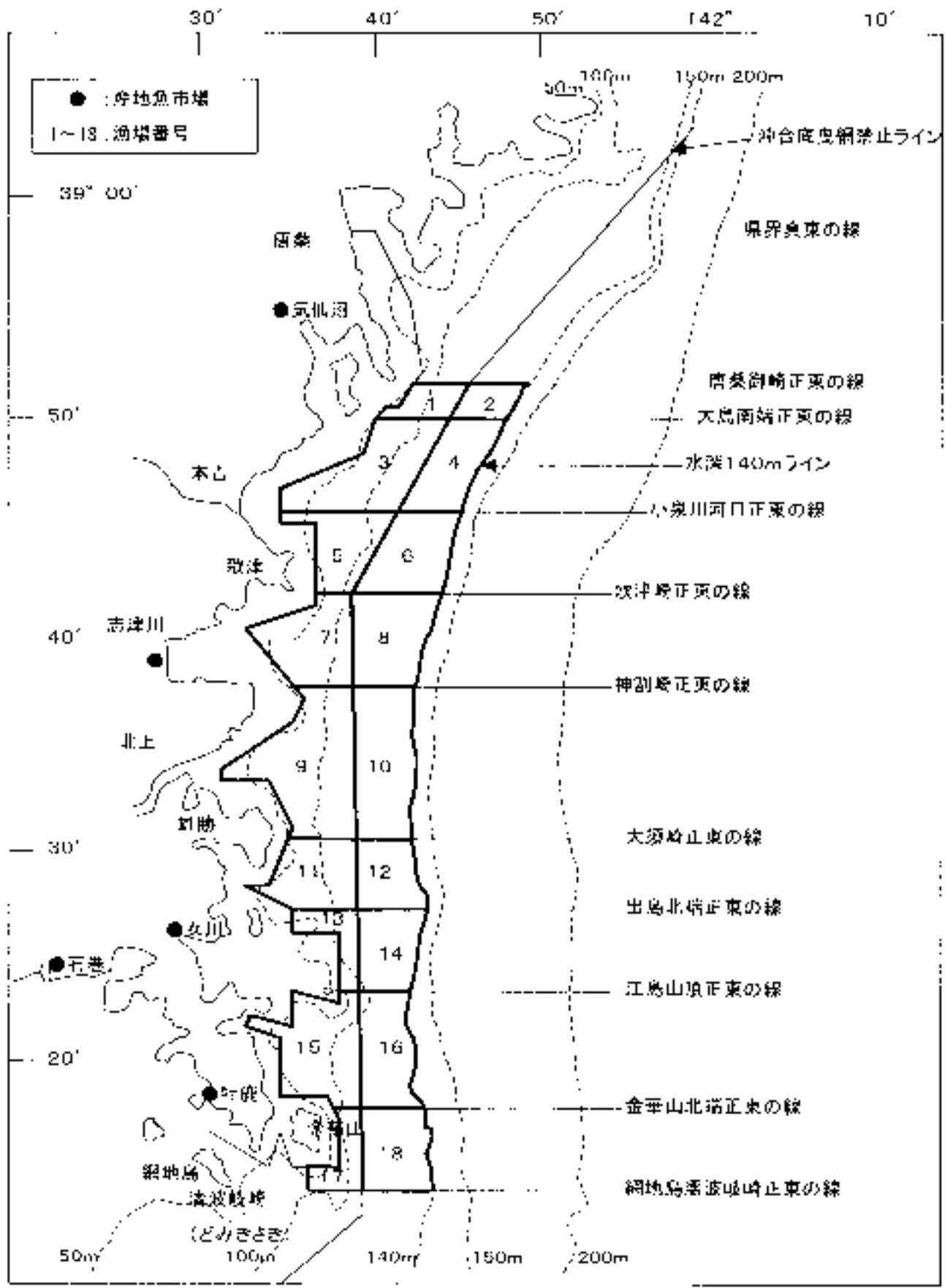
日	漁場 番号	水深 (m)	尾 数 (尾)			数 量 (kg)	金 額 (千円) 税抜き	敷 設 時 間	揚 網 時 間	備 考 (漁模様, 海況等を記入)
			オ ス	メ ス	合 計					
1							:	:		
2							:	:		
3							:	:		
4							:	:		
5							:	:		
6							:	:		
7							:	:		
8							:	:		
9							:	:		
10							:	:		
旬計										
11							:	:		
12							:	:		
13							:	:		
14							:	:		
15							:	:		
16							:	:		
17							:	:		
18							:	:		
19							:	:		
20							:	:		
旬計										
21							:	:		
22							:	:		
23							:	:		
24							:	:		
25							:	:		
26							:	:		
27							:	:		
28							:	:		
29							:	:		
30							:	:		
31							:	:		
旬計										
合計										

【秋さけ固定式さし網漁業に要した所要経費】

経 費 (千円)				経 費 合 計 (千円)
漁 具 費	燃 料 費	人 件 費	その他 () ()	

経費欄には、操業期間中に要した経費を記入する。

宮城県地先海面における「秋さけ固定式さし網漁業」採業区域



正 誤

○宮城県公報第二〇八〇号(平成二十一年八月四日付け)中

ページ

三

下 段

九 行

六百九十八トン

正

七百六十四トン

誤